第

5933

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 4月 10日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇒ 平成29年4月~6月の裁決事例が公表

 \mathbf{Q} : 平成29年4月から6月の裁決事例が公表されたとか。どんなものがありましたか?

A:10件の公表がありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成29年4 月から6月までの裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が2件、法人税法関係が1件、相続税法関係が2件、消費税法関係が2件の10件でした。

主なものには、次のものがありました。

【国税通則法】

請求人らは、相続税の申告書を申告期限ま でに提出しなかったのは、法定申告期限にお いて、被相続人が受け取るべき損害賠償金の 額が確定しておらず、全ての相続財産を反映 した相続税の申告書を作成することができな かったためであるから、国税通則法の無申告 加算税に規定する「正当な理由」があると主 張しましたが、審判所は、法定申告期限まで に相続財産の一部しか判明しなかったとして も、その判明した部分だけで基礎控除額を超 える場合には、期限内申告書を提出しなけれ ばならず、納税者が、相続税の申告書の提出 を要すると認識し、又は認識し得た場合にお いて、期限内申告書を提出しなかった場合に は、「正当な理由」があるとは認められない と解するのが相当であるところ、請求人らは、 法定申告期限までに、税理士から基礎控除額 を超え、申告が必要であることを認識してい たのであるから、「正当な理由」があるとは 認められないとして、主張を退けました。







